

大阪市東成区片江連合南五北振興町会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、地域の連帯感を高め、人間性豊かで潤いのある町づくりに努めるとともに市・区行政の円滑化並びに日本赤十字社の事業に協力し、もって地域社会の福祉の増進と、その向上を図ることを目的とし、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 会員の福祉厚生、地域振興事業
- (3) 環境衛生事業、衛生保健教育の普及事業
- (4) 公害防止に関する事業
- (5) 防火・防犯事業
- (6) 災害救助、献血推進事業
- (7) 青少年活動への協力
- (8) 地域婦人団体との連絡調整、婦人に適した各種事業
- (9) 花と緑の推進事業
- (10) 市・区行政、日本赤十字社、大阪市市民共済生活協同組合、共同募金等への協力
- (11) 連合振興町会との連絡調整及び事業協力
- (12) 所有する資産及び受託した施設の管理・運営
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(名称)

第2条 本会は、大阪市東成区片江連合南五北振興町会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、大阪市東成区大今里南3丁目3番、4丁目1番から6番まで、5丁目1番と2番及び5番から7番とする。

(事務所の所在地)